

## 令和3年度糸魚川市大型運転免許等取得支援補助金

### 1 目 的

市内企業の人材確保を支援し、もって市内における安定的な雇用の拡大を図るため、大型運転免許等の取得促進に取り組む市内企業等を支援する。

### 2 制度概要

|         |  |
|---------|--|
| 補助対象事業者 | 市内に主たる事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人  |
| 免許等取得条件 | <p>①事業者の事業遂行上必要な免許等に限りませす。</p> <p>②免許等を取得する人（以下「取得者」といいます。）の主たる勤務地が糸魚川市内の場合に限りませす。</p> <p>③取得者の事業所内における状態（使用者、労働者、正社員、パート等の別）は問いませせん。</p> <p>④免許等取得費用は、事業者が負担することとします。</p>   |
| 対象となる経費 | <p>次に掲げる運転免許等の取得に対して負担した<u>教習料</u>又は<u>技能講習料</u>（※入校諸費用、検定料、手数料は含みませせん。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">対象となる免許</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型免許</li> <li>・大型特殊免許</li> <li>・大型第二種免許</li> <li>・普通第二種免許</li> <li>・牽引第二種免許</li> <li>・中型免許</li> <li>・牽引免許</li> <li>・中型第二種免許</li> <li>・大型特殊第二種免許</li> <li>・準中型免許</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">対象となる技能講習・特別教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフト運転者</li> <li>・車両系建設機械運転者</li> <li>・クレーン・デリック運転士</li> <li>・高所作業車運転者</li> </ul> </div> <p>※普通免許を取得することなく準中型免許を取得した場合は、補助対象経費から普通免許取得に要する経費を除きませす。</p> <p>※国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、補助対象経費から助成額を除きませす。</p> <p>※対象となる経費には消費税は含みませせん。（免税事業者及び簡易課税事業者は消費税を含む。）</p> |
| 補助金額等   | <p>①補助金の額<br/>取得者1人につき、対象となる経費の<u>2分の1</u>の額とし、<u>10万円</u>を限度とします。（1,000円未満切捨て）</p> <p>②回数<br/>一年度あたり1事業者<u>3回</u>（<u>3人</u>）まで</p>  |
| 募集期間    | <p>○前期 4月12日（月）から同月23日（金）まで（※）</p> <p>○後期 10月1日（金）から同月14日（金）まで（※）</p> <p>※期間内にそれぞれの期間の予算額を超える申請があった場合は、抽選で補助対象者を決定します。</p>   |

### 3 提出書類

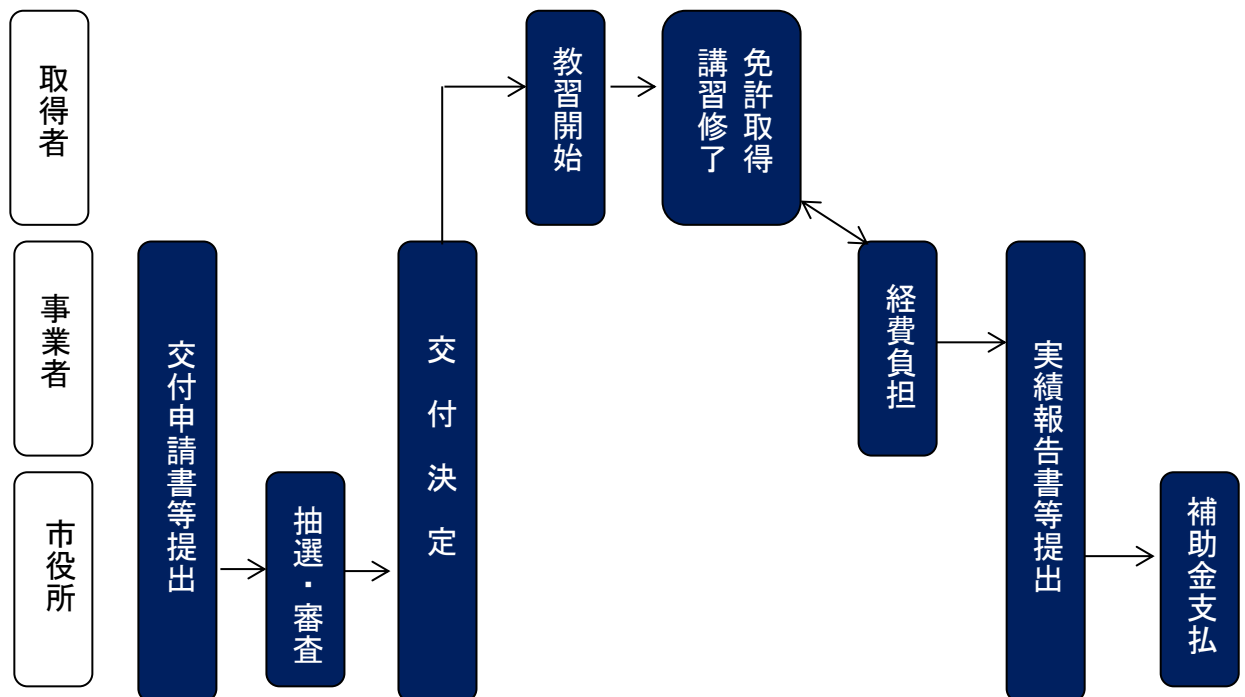
#### (1) 交付の申請時

- ・大型運転免許等取得支援補助金交付申請書
- ・教習所の基本料金表の写し
- ・大型運転免許等取得予定者の健康保険証の写し
- ・国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、交付決定通知書の写し
- ・取得予定の大型運転免許等が業務に必要であることが分かる書類

#### (2) 実績報告時

- ・大型運転免許等取得支援補助金実績報告書
- ・運転免許証又は講習修了証の写し（令和4年3月31日までに取得又は修了）
- ・教習所への支払いが証明できる書類の写し
- ・国、県その他の団体から助成金を受けている場合は、交付決定通知書の写し

### 4 申請の流れ



### 5 提出課・担当

糸魚川市 産業部 商工観光課

企業支援室 商工労政係

電話番号：025-552-1511

FAX 番号：025-552-7372